

守口市職員労働組合
中央執行委員長 志鎌 克巳 様

守口市長 瀬野 憲一



2024 年 年末・一時金要求回答

- 1 本年度の年末一時金は、期末手当 1.225 か月、勤勉手当 1.025 か月の計 2.25 か月とする。
- 2 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
- 3 勤勉手当を廃止する考えはない。
- 4 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の年末一時金は、期末手当 0.6875 か月、勤勉手当 0.4875 か月の計 1.175 か月とする。
- 5 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
- 6 年末一時金の支給日は、12 月 10 日とする。

○令和6年度の人事院勧告等に伴う給与改定について次のとおりとする。

- 1 給料の改定は、人事院勧告に基づき令和6年4月1日から実施する。
期末手当及び勤勉手当の改定は、人事院勧告に基づき令和6年12月から実施する。
本年度の年末一時金は、期末手当 1.275 か月、勤勉手当 1.075 か月の計 2.35 か月とする。なお、令和7年度以降の一時金については、人事院勧告に基づき6月期、12月期ともに、期末手当 1.25 か月、勤勉手当 1.05 か月の計 2.3 か月とする。
- 2 暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の年末一時金は、期末手当 0.7125 か月、勤勉手当 0.5125 か月の計 1.225 か月とする。なお、令和7年度以降の一時金については、人事院勧告に基づき6月期、12月期ともに、期末手当 0.7 か月、勤勉手当 0.5 か月の計 1.2 か月とする。

○ 人事・給与制度について、次のとおり見直しを行う。

- (1) 若年層に重点を置いた給料表全体（再任用職員含む）の改定
- (2) 地域手当支給割合の引下げ
支給地域の単位の広域化により支給割合を12%に段階的に引下げ。
- (3) 扶養手当の見直し
配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当の13,000円への引上げを段階的に実施。

(4) 通勤手当の見直し

通勤手当の支給限度額を 15 万円に引上げ。

※給与改定及び人事・給与制度の見直しについては、市議会議決後、給与改定分は速やかに支給し、人事・給与制度の見直しについては令和 7 年 4 月 1 日から実施する。